	1	1	1	1		T	I		単位∶円
No.	担当課	 契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	 契約の相手方の住所 	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
1	観光政策課	令和3年度第6 次沖縄県観光 振興基本計画 策定事業委託 業務	令和3年5 月28日	13,615,000	②株式会社 オリエンタル	(日本交通公社) 東京都港区南青山2丁目 7番29号 (オリエンタルコンサルタ ンツ) 沖縄県那覇市久茂地2丁 目22番10号	第167条の2 第1項第2号	本委託業務を遂行するにあたっては、国内外の観光・旅行に関する知識を有するとともに、本県の観光を取り巻く環境・状況を判断し、調査する業務遂行能力が必要であるほか、観光関連事業者や団体、市町村等との連携・協力を図りながら、調査結果を分析し、観光振興計画の策定に向けた支援を行う能力が必要であるため、適切な事業内容及び執行体制で委託業務を実施する事業者を選定する必要があり、価格面による競争入札になじまないことから、プロポーザル方式で公募を行い、選定委員会での委員による採点により選定した。	
2	観光政策課	令和3年度観 光統計実態調 査委託業務	令和3年4 月15日	17,385,610	公益財団法人日本交通 公社	東京都港区南青山2丁目 7番29号	第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ、1社から応募があった。その企画提案内容を選定委員会において審査したところ、調査設計が具体に提示されていることや業務遂行体制等が評価され、総合得点で基準点を超えたことから、契約の相手方として選定した。	
3	観光政策課	令和3年度沖 縄観光推進 ロードマップ実 施事業委託業 務	令和3年6 月1日	7,711,000	株式会社オリエンタルコ ンサルタンツ沖縄支社	沖縄県那覇市久茂地2丁 目22番10号			
4	観光政策課	令和3年度観 光危機管理対 策強化事業委 託業務	令和3年6 月1日	10,751,460	沖縄観光危機管理共同体 (1)(株)アクセルエンターメディア (2)(株)サンダーバード (3)トラストコミュニケーション(株) (4)(一財)沖縄県環境科学 センター	①東京都渋谷区恵比寿1 丁目19-15 ウノサワ東急 ビル4階 ②那覇市おもろまち2丁 目5-37 パルマ4-E ③名護市豊原221-38 みらい5号館105 ④浦添市字経塚720番地	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ 2社から応募があった。それぞれの企画提案内 容等を選定委員会において審査し、提案の評 価が高く、総合得点で最も高得点であった者を 契約の相手方として選定した。	

									単位∶円
N	o. 担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
í	; 観光政策 課	令和3年度沖 縄県地域通訳 案内士育成等 事業委託業務 契約	令和3年6 月18日	34,342,550	沖縄県地域通訳案内士 育成等事業共同企業体 ①代表会社 株式会社 チャイナゲートウェイ ②構成会社 株式会社海 邦総研	代表会社 沖縄県那覇市久米1丁目 23番3号 構成会社 沖縄県那覇市久茂地2丁 目9番12号	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ2者から応募があった。それぞれの企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、沖縄県地域通訳案内士育成等事業共同企業体の総得点が最も高かったため、契約の相手方として選定した。	
(観光振興	令和3年度イン バウンド医療受 入体制整備事 業委託業務	令和3年4 月1日	33,541,000	インバウンド医療受入体制整備事業共同企業体 ①メディフォン株式会社 ②富士通Japan株式会社 沖縄支社	①東京都港区赤坂6-14 -2赤坂倉橋ビル3階 ②沖縄県那覇市久茂地 1-12-12	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ 3社から応募があった。それぞれの企画提案内 容等を選定委員会において審査したところ、左 の社の提案はコールセンターの対応体制に優 れていることから特に評価が高く、総合得点で も最も高得点であったため、契約の相手方とし て選定した。	
-	,観光振興課	フィルムツーリズム推進事業	令和3年4 月1日	26,389,000	一般財団法人沖縄観光コ ンベンションビューロー	那覇市字小禄1831-1			特命随意 契約
8	観光振興 課	フィルムツーリ ズム推進事業 (沖縄国際映画 祭)	令和3年4 月1日	49,437,000	令和3年度フィルムツーリズム推進事業受託共同企業体 ①株式会社よしもとラフ&ピース ②株式会社よしもとエンタテインメント沖縄	沖縄県那覇市前島3丁目 25番5号 とまりん駐車場 ビル1階	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ、1者から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左記の者の提案は評価基準を満たしていたため、契約の相手方として選定した。	

_									平位.门
No	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
9	観光振興課	令和3年度国 内需要安定化 事業「国内ブラ ンド戦略推進事 業」業務	令和3年4 月22日	131,520,000	令和3年度沖縄観光ブランド戦略推進事業(国内) 共同企業体 ①株式会社電通沖縄 ②株式会社電通	沖縄県那覇市久茂地三 丁目21番1号國場ビル	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ、4社から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社の提案は同社のこれまでの実績及びクリエィティブに係る提案内容が評価され、総合得点でも最も高得点であったため、契約の相手方として選定した。	
10	観光振興課	令和3年度カッ プルアニバー サリーツーリズ ム拡大事業業 務	令和3年4 月1日	48,752,000	令和3年度カップルアニバーサリーツーリズム拡大事業共同企業体①(一社)沖縄リゾートウエディング協会②サンネット(株)③沖縄ワタベウエディング(株)④(株)レック ⑤(株)エヌ・ティ・ティアド	沖縄県那覇市泊1-3-2	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ2社から応募があった。その企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、プロモーション手法に係る提案が評価され、総合得点で最低基準点を上回ったため、契約の相手方として選定した。	
11	観光振興 課	令和3年度観 光案内所運営 事業	令和3年4 月1日	79,909,000	株式会社JTB沖縄	沖縄県那覇市旭町112-1	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ、1者から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左記の者の提案は評価基準を満たしていたため、契約の相手方として選定した。	
12	観光振興課	令和3年度国 内需要安定化 事業	令和3年4 月1日	242,782,000	一般財団法人沖縄観光コ ンベンションビューロー	那覇市字小禄1831-1	第167条の2 第1項第2号		特命随意 契約

									単位:円
No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
13	観光振興課	令和3年度離 島観光活性化 促進事業 (OCVB)	令和3年4 月1日	60,841,000	一般財団法人沖縄観光コ ンベンションビューロー	那覇市字小禄1831-1		本業務の目的達成には、公平・中立的立場で業務の執行が可能であり、かつ観光関連に係る全県的なネットワークを有し、県の観光施策に基づく、全県的な視点に立った戦略の策定・実施が求められることから、それらを全て満たす「観光地域づくり法人(DMO)」として県内で唯一登録されているOCVBを契約の相手方として選定した。	特命随意 契約
14	観光振興課	令和3年度離 島観光活性化 促進事業(久米 島)		25,000,000	一般社団法人久米島町 観光協会	沖縄県島尻郡久米島町 字比嘉160-57 イーフ情 報プラザ	第167条の2 第1項第2号	本事業実施にあたっては、地域全体のニーズを民間事業者等からくみ取り、観光関係業界・団体と連携を図り官民一体となった誘客・受入の取組をしていくものであるため、公平・中立な立場で民間の観光事業者と接する必要がある。 また、本事業は地元が主体となって取り組み、継続して発展継承していける地域完結型の事業を目指しており、より効果的に地元のニーズをくみ取り、それに応えていくノウハウや専門性が求められる。 それらを全て満たす組織は、久米島において(一社)久米島町観光協会以外に存在しないことから、同協会を契約の相手方として選定した。	特命随意 契約
15	観光振興課	令和3年度沖 縄観光コンテン ツ開発支援事 業委託業務	令和3年4 月1日	13,170,850	株式会社 アール・ピー・ アイ	東京都千代田区神田神 保町2丁目38番地いちご 九段ビル3階	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ2社から応募であった。各企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社の提案は、観光コンテンツの開発に取り組む補助事業者への支援体制に優れていることから、特に評価が高く、総合得点でも最も高得点であったため、契約の相手方として選定した。	
16	観光振興 課	令和3年度観 光人材育成·確 保促進事業委 託業務	令和3年5 月26日	47,032,000	沖縄観光人材育成コンソーシアム ①一般財団法人 沖縄観光コンベンションビューロー ②株式会社 OTSサービス経営研究所	①那覇市字小禄1831-1 ②那覇市松尾1-2-3	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ、1者から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左記の者の提案は評価基準を満たしていたため、契約の相手方として選定した。	

_	T	Т	,				1	·	単位:円
No	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
17	観光振興課		令和3年4 月1日	86,443,000		沖縄県那覇市字小禄18 31番地1	第167条の2 第1項第2号	本業務は、沖縄関係県外イベントタイアップ等を行うにあたり、航空会社、旅行会社、観光行会社、観光市会主機を行う。その他の観光事業者と様々な連携を行う。そのため、観光事業者が実施する事業に見の観光事業者が実施する事業を反応をしている必要がある。また、本事業は、一般財団法人が発情が表にしている必要がある。また、本事業は、一般財団法人が行う。当媒等も行う。当など各社であるの方ができまでのは、各社をである。といるの方が合まれている。とはないである。とはないであり、各社をである。のCVBは公平・中立公会社が活ってある。のCVBは公平・中立公会社が活ってある。のCVBは公平・中立公会社が活ってある。のCVBは公平・中立公会社が活ってある。のCVBは公平・中立公会社が応行会社が担保されている。また、のの関連が担保されている。また、のの関連が担保されている。また、ので、長年、県の観光を表している。また、のに関するのに、長年、に関する知識・ノウハウを有している。また、らうなに関するのに観光事業者等と連絡会議を行うないる。といることから、契約の相手方としていることから、契約の相手方としていることから、契約の相手方としていることから、契約の相手方としていることから、契約の相手方としていることから、契約の相手方としていることから、契約の相手方としていることがは、無法に関するには、対域には、対域に対域に対域に対域に対域に対域に対域に対域に対域に対域に対域に対域に対域に対	特命随意 契約
18	観光振興課	令和3年度沖 縄観光国際化 ビッグバン事業 委託業務	令和3年4 月1日	350,319,000		沖縄県那覇市字小禄18 31番地1		本事業の実施にあたっては、県の観光施策に基づき、全県的な視点に立った戦略の策定・実施が求められるとともに、県内の観光事業者のみならず海外の航空会社や現地旅行会社等とのネットワーク及び情報共有体制が整備されている必要がある。また、業務の実施に際しては、県全体の観光関連団体及び観光関係事業者を統率する役割とともに常に公平・中立な立場で業務を執行することが求められる。それらを全て満たす「観光地域づくり法人(DMO)」として県内で唯一登録されているOCVBを契約の相手方として選定した。	特命随意 契約

									単位∶门
N	b. 担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
11	観光振興課	令和3年度沖 縄観光国際化 ビッグバン事業 海外事務所等 観光誘致機能 強化費	令和3年4 月1日	12,947,000	一般財団法人沖縄観光コ ンベンションビューロー	沖縄県那覇市字小禄18 31番地1	第167条の2 第1項第2号	以下の3点に合致する県内では唯一の存在であるため。 1 県の観光施策を反映させるため民間事業者に対するアドバイスやコーディネートの必要が生じてくるため、人的ネットワーク及び県内事業者等との情報共有体制が整備されている2業務内容が民間事業者への支援を含むため、公平・中立的立場で業務を執行することが求められる3本事業の対象地域に海外事務所を設置している	特命随意 契約
2	観光振興 課	令和3年度沖 縄観光国際化 ビッグバン事業 「沖縄観光ブランド戦略推進事 業」		96,745,000	(株)JTB沖縄・(株)JTB コミュニケーションデザイ ン共同企業体 ①(株)JTB沖縄 ②(株)JTBコミュニケー ションデザイン	那覇市旭町112番地1	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ2社から応募があった。その企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、プロモーション手法に係る提案が評価され、総合得点で最低基準点を上回ったため、契約の相手方として選定した。	
2	観光振興課	令和3年度沖 縄観光国際化 ビッグバン事業 「海外富裕層向 けプロモーショ ン事業」	令和3年6 月15日	30,761,000	(株)CCCメディアハウス、 (株)リクルート、(株)リク ルートライフスタイル沖縄 の共同企業体 ①(株)リクルートライフス タイル ②(株)リクルート ③(株)CCCメディアハウ ス	那覇市前島2-21-13 ふそうビルディング7F		プロポーザル方式により広く公募を行ったところ2社から応募があった。その企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、プロモーション手法に係る提案が評価され、総合得点で最低基準点を上回ったため、契約の相手方として選定した。	
2	,観光振興 課	令和3年度国 内需要安定化 事業 「国内富裕層向 けプロモーショ ン事業」	令和3年6 月15日	20,587,000	(株)オリコム・(株)ブレー ン沖縄企業体 ①(株)オリコム ②(株)ブレーン沖縄	東京都港区新橋1-11- 7新橋センタープレイス		プロポーザル方式により広く公募を行ったところ7社から応募があった。その企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、プロモーション手法に係る提案が評価され、総合得点で最低基準点を上回ったため、契約の相手方として選定した。	

									単位∶円
No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
23	観光振興課	教育旅行推進 強化事業	令和3年4 月1日	77,682,000	一般財団法人沖縄観光コ ンベンションビューロー	那覇市字小禄1831-1			特命随意 契約
24	観光振興課	令和3年度沖 縄観光受入対 策事業委託業 務	令和3年4 月1日	16,759,000	一般財団法人沖縄観光コ ンベンションビューロー	沖縄県那覇市字小禄 1831番地1	第167条の2 第1項第2号		特命随意 契約
25	MICE推進 課	令和3年度沖 縄県マリンタウ ンMICEエリア の形成に向け た基本計画等 検討業務	令和3年5 月25日	29,989,960	ナンシャルアドバイザリー	東京都千代田区丸の内3 -2-3 丸の内二重橋 ビルディング	第167条の2 第1項第2号	①令和2年度の基本計画等検討業務の継続業務であり、事業者を選び直す段階にないこと。 ②業務の実施においては、受託事業者の有するノウハウや民間事業者との関係構築が重要である。受託事業者を選び直し、一から業務を行わせることは業務の進捗に支障を来す可能性があり、業務の継続性及び円滑な実施を確保する観点から、R2年度業務の蓄積のある現受託者に、引き続き行わせることが適当であること。	特命随意 契約

		1	T						単位∶円
N	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
2	MICE推進 課	令和3年度戦略 的MICE誘致促 進事業 委託 業務	令和3年4 月1日	238,500,000	一般財団法人 沖縄観光 コンベンションビューロー		第167条の2 第1項第2号	本業務は、民間の観光事業者が提案する企画の選定のほか、企業の内部情報を知りうる状況となることから、常に公平・中立であることが求められる。また、商談会・見本市への出展など、業務の実施に際しては県全体のMICE関連事業者を統率する役割が求められるほか、全県的なネットワークを有していることが不可欠である。契約の相手方である一般財団法人沖縄観光コンベンションビューローは、県が出資する一般財団法人であり、公的な性格を有し公平・中立な立場で業務を遂行することが可能であるほか、観光関連団体及び事業者を統率することができ、かつ全県的なネットワークを有していることに加え、県内で唯一の観光づくり法人(DMO)として登録された法人であるため、本業務の委託先として該当する唯一の組織である。	特命随意 契約
2	,MICE推進 課	令和3年度観光 誘致対策事業 (MICE推進 課)委託業務	令和3年4 月1日	15,160,000	一般財団法人 沖縄観光 コンベンションビューロー	那覇市字小禄1831番地 の1	第167条の2 第1項第2号	本業務は、民間の観光事業者が提案する企画の選定のほか、企業の内部情報を知りうる状況となることから、常に公平・中立であることが求められる。また、商談会・見本市への出展など、業務の実施に際しては県全体のMICE関連事業者を統率する役割が求められるほか、全県的なネットワークを有していることが不可欠である。契約の相手方である一般財団法人であるにとが可能であるにとが可法人であり、公的な性格を有し公平・中立な立場で業務を遂行することが可能であるほか、観光関連団体及び事業者を統率することができ、かつ全県的なネットワークを有していることに加え、県内で唯一の観光づくり法人(DMO)として登録された法人であるため、本業務の委託先として該当する唯一の組織である。	特命随意 契約

_	1	1	1	1		1	1	T	単位∶円
No	. 担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
28	文化振興課		令和3年4 月1日	28,389,000		沖縄県那覇市字小禄 1831番地1 沖縄産業支援センター6 階605	第167条の2 第1項第2号	本事業は、補助金交付の対象事業を選定するとともに、補助事業の推進に係る助言指導等を行うものであり、公金としての補助金の取扱いに熟知し、中立公平な立場から、多種多様な文化芸術の専門的知識を活かした事業選定や助言指導を行うことが求められる。(公財)沖縄県文化振興会は、本県の文化振興に寄与することを目的に県が出入で設して設理に省するとを目的に県が出入で設定に省するとともに、文化、立との分野に専門的な対できる。また、本事業は、沖縄版アーツカウンシル機関である。とれらの分野に専門的なができる。また、本事業は、沖縄版アーツカウンシル機関団は、文化芸術の専門員を配置し、補助は、文化芸術の専門員を配置し、補助は、文化芸術の専門員を配置し、補助は、文化芸術の専門員を配置し、補助は、文化芸術の専門員を配置し、補助は、文化芸術の専門員を配置し、対しておいることがら、アーツカウンシル機能である。以上のにとから、本事業を実施できる委託先として選定した。	特命随意 契約
29	文化振興課	しまくとうば普及 センター事業業 務委託	令和3年4 月1日	56,550,998	沖縄県文化協会	沖縄県那覇市泉崎1丁目 2番2号	第167条の2 第1項第2号	本事業は、各地域のしまくとうばの普及継承を図ることを目的として、その中核的機能を果たす「しまくとうば普及センター」を設置し、人材養成講座や出前講座の開催、人材バンクの設置、地域の会話集の作成、総合窓口としての相談対応などを行うこととしている。しまくとうばが各地域ごとに異なるという多様性を持つことから、それらの取り組みを行うにあたっては、各地域の「しまくとうば」普及に取り組んでいる各市町村文化協会とネットワークを持ち、密接に連携・協力を図っていく事が必要があるとともに、しまくとうば普及のノウハウや実績を有することが必要である。よって、各市町村文化協会を表した。	特命随意 契約

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
30	文化振興課	令和3年度文 化観光戦略推 進事業委託	令和3年4 月1日	17,245,000	公益財団法人沖縄県文化振興会	沖縄県那覇市字小禄 1831番地1 沖縄産業支援センター6 階605	第167条の2 第1項第2号	本事業は、沖縄の文化資源を活用した新たな観光コンテンツとなる舞台公演の実施にあたり、観光客が観劇しやすい環境を整えるとともに集客促進に取り組み、舞台公演の観光コンテンツとしての定着を図ることを目的としている。(公財)沖縄県文化振興会は、本県の文化振興に寄与することを目的に県が出資して設立れ、公的な性質を有するとともに、専門的知識を有した文化専門員が配置され、演出家等に対して、実務的な助言・指導等を行い、より質の高い公演づくりを支援することができる。また、県内の伝統芸能や各種文化芸術の多種多様な分野において広いネットワークを有しこれらの分野における専門的な助言指導を行っことが可能であり、かつ、文化行政施策に関するノウハウを有している団体であることから、本事業を実施できる委託先として選定した。	特命随意 契約
31	文化振興 課	地域の文化継 承・発信支援事 業	令和3年4 月1日	7,474,157	沖縄県文化協会	沖縄県那覇市泉崎1-2-2	第167条の2 第1項第2号	各市町村文化協会が会員となっている連合組織が沖縄県文化協会であり、各市町村文化協会と連携して、その活動支援や相互交流を行うことができる唯一の団体であるため。	特命随意 契約
32			令和3年5 月12日	12,823,000	株式会社アドスタッフ博報堂	沖縄県那覇市久茂地3丁 目17番5号美栄橋ビル3F	第167号の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ 6社から応募があった。それぞれの企画提案内 容等を選定委員会において審査し、左の社の 提案は順位点が最も高得点であったため、契 約の相手方として選定した。	

									単位:円
N	b. 担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
3	文化振興 課(博物 館·美術 館)	令和3年度特別展に係る借別展に係る借用資料の梱包運搬および展示設営・撤去委託業務	令和3年4 月20日	6,014,734	琉球物流株式会社	那覇市港町2丁目17番1 3号	第167条の2 第1項第2号	本委託業務の遂行には、専門的な知識・技能・ 経験が必要であるが、県内で博物館資料等の 美術品を取り扱う専門の部門を有し、かつ必要 な資格を持つ事業者は本契約の相手方事業者 のみであるため。	特命随意 契約
3	文化振興 課(博物 館·美術 館)	沖縄県立博物館・美術館 博物館企画展「シュゴンと見」に係る制像模型製作	令和3年4 月26日	1,628,000	株式会社 サンク・アール	東京都世田谷区鎌田1一11-11	第167条の2 第1項第2号	本委託事業は、ヒトの頭骨形態から生前の顔 貌を科学的に推定した上で胸像の模型を製作 する、極めて専門性の高い技能である。特に咀 嚼筋や表情筋の構造に関する専門知識と頭骨 模型に貼付すべき軟部組織の適切な厚さの判 定は、人類学、美術解剖学、法医学の専門的 知識を要す特殊技術である。こうした専門性の 高い技術を要する模型を製作可能な者は限られ、さらにヒトの頭部のテクスチャー(毛髪、眉、 髭、眼球、肌の色調・質感)のリアルな再現を担 当者と協議しながら行いうる事業者は、事前調 査において本契約相手方のみである。	特命随意 契約
3	空手振興課	令和3年度沖 縄空手案内セ ンター委託業務	令和3年4 月1日	11,204,000	一般社団法人沖縄伝統 空手道振興会	沖縄県豊見城市豊見城 854番地1	第167条の2 第1項第2号	本業務は、沖縄空手に関する情報を国内外に発信するとともに、県内、県外、海外からの問い合わせに対応するため、県内道場に関する情報を常時把握している必要があり、相談の信憑性・公平性の観点から、県内空手界の統一組織である沖縄伝統空手道振興会が委託業務を履行できる唯一の団体である。	特命随意 契約
3	空手振興 課	令和3年度沖 縄空手指導者 派遣(県内普及 促進)事業委託 業務	令和3年4 月13日	4,461,000	株式会社JTB沖縄	沖縄県那覇市旭町112番 地1	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ、1者から応募があった。企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左記の者の提案は評価基準を満たしていたため、契約の相手方として選定した。	

									単位:円
No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
37	空手振興課	令和3年度沖 縄空手普及·啓 発事業委託業 務	令和3年4 月26日	9,246,000	沖縄空手普及啓発事業 共同企業体 ①株式会社JTB沖縄 ②光文堂コミュニケーショ ンズ株式会社	①沖縄県那覇市旭町112 番地1 ②沖縄県島尻郡南風原 町字兼城577	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により公募を行ったところ、1 社から応募があった。企画選定方針に基づき審査したところ、左記の者の提案は、業務の実施方法、費用の積算、執行体制及び過去業務の実績等のすべての評価項目において、審査基準を満たしたため、契約の相手方として選定した。	
38	空手振興課	令和3年度沖 縄空手会館企 画展示事業委 託業務	令和3年5 月11日	4,499,794	①株式会社 サン・エー	①沖縄県那覇市上之屋 314番地2 ②沖縄県島尻郡南風原 町字兼城577		プロポーザル方式により広く公募を行ったところ 1社から応募があった。それぞれの企画提案内容等を選定委員会において審査したところ、左の社の提案内容、実績、実施体制、集客の工夫等に優れていることから、評価が高く、適正と判断され、契約の相手方として選定した。	
39	空手振興課	令和3年度沖 縄空手ユネスコ 登録推進事業 委託業務	令和3年5 月10日	7,239,000	①休式会社サン・エー	沖縄県那覇市字上之屋 314-2 2階 沖縄県南風原町字兼城 577(沖縄印刷団地内) ③那覇市旭町112番1金 秀本社ビル5階	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により公募を行ったところ1社から応募があった。企画提案内容を選定委員会において企画選定方針に基づき審査したところ、左の社の提案は、業務の実施方法、費用の積算、執行体制及び過去業務の実績等の全ての評価項目において、同方針の基準を満たしたため、契約の相手方として選定した。	
40	空手振興課	令和3年度沖 縄空手流派研 究事業委託業 務	令和3年5 月10日	20,640,000	株式会社サン・エージェン シー	沖縄県那覇市字上之屋 314-2 2階	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により公募を行ったところ1社から応募があった。企画提案内容を選定委員会において企画選定方針に基づき審査したところ、左の社の提案は、業務の実施方法、費用の積算、執行体制及び過去業務の実績等の全ての評価項目において、同方針の基準を満たしたため、契約の相手方として選定した。	
41	空手振興課	聖地・沖縄空手 ガイド養成事業 委託業務	令和3年6 月8日	11,467,610		沖縄県那覇市久米1丁目 23番3号		プロポーザル方式により広く公募を行ったところ 1社から応募があった。それぞれの企画提案内 容等を選定委員会において審査したところ、左 の社の提案内容、実績、実施体制、集客の工 夫等に優れていることから、評価が高く、適正と 判断され、契約の相手方として選定した。	

			1					T	単位∶円
No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
42	スポーツ 振興課	スポーツ観光 誘客促進事業 業務委託	令和3年4 月1日	54,544,000	(一財)沖縄観光コンベン ションビューロー	沖縄県那覇市小禄1831 番地1	第167条の2		特命随意 契約
43	興課	スポーツコンベ ンション誘致戦 略推進事業業 務委託	令和3年4 月22日	63,642,000	(株)JTB沖縄・(株)JTBコミュニケーションデザイン 共同企業体 ①(株)JTB沖縄 ②(株)JTBコミュニケーションデザイン	①那覇市旭町112番1 ②東京都港区芝3丁目23 番1号	第167条の2 第1項第2号	沖縄におけるスポーツツーリズムについて知見 等を有しており、2020東京オリンピック・パラリン ピック競技大会事前合宿の誘致実現に向けた 効率的かつ効果的な誘致活動を行える具体的 計画を有し、かつ、事業内容を的確に実施でき る能力を有している事業者を公募により選定し た。	
44	スポーツ振 興課		令和3年4 月22日	10,500,000	株式会社JTB沖縄	沖縄県那覇市旭町112番 地1	第167条の2 第1項第2号	沖縄におけるスポーツツーリズムについて知見等を有しており、本業務を行う意思及び具体的計画を有し、かつ、事業内容を的確に実施できる能力を有している事業者を公募により選定した。	

	•	•	1	•			•		単位∶円
No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
45	スポーツ 振興課	令和3年度ス ポーツコンベン ション振興対策 事業	令和3年4 月1日	3,016,000		沖縄県那覇市奥武山町 51-2沖縄県体協スポー ツ会館	第167条の2 第1項第2号	公益財団法人沖縄県スポーツ協会は、各種スポーツイベント・キャンプ等の誘致・受入を推進し、スポーツコンベンション受入等のワンストップ窓口機能を有する「スポーツコミッションの誘致・受入を一元的に推進している。本事業では、スポーツコンベンションの気運酸成、県内プロスポーツチームの優勝や県的なネットワークを有することが必要である。また、プロスポーツチームやスポーツコンベンション企画運営業者等の民間事業者支援を含むため、公平・中立的立場で業務を執行することが求められる。以上のことから、公益財団法人沖縄県スポーツ協会と随意契約を行うものである。	特命随意 契約
46	スポーツ 振興課		令和3年4 月1日	157,148,000		沖縄県那覇市奥武山町 51番地2	第167条の2 第1項第2号	本業務は、国民体育大会派遣実施要綱に基づき、国民体育大会及び九州ブロック大会(国体予選)へ選手団を派遣するため、県内・県外競技団体や、県外体育協会、各都道府県、日本スポーツ協会等の活動を正確に把握し、各団体と連携しながら、計画的に実施する必要性がある。また、国民体育大会に関連する業務を適正かつ効率的に遂行できることが求められる。公益財団法人沖縄県スポーツ協会は、国体競技種目を含む71加盟団体を統括する組織であり、県内競技団体からの国民体育大会や九州ブロックに関する問い合わせ対応や情報発あり、県内競技団体がらの国民体育大会や九州ブロックに関する問い合わせ対応や情報発あり、県外各団体・関係者と連携しながら取り組むてとができる県内唯一の組織であるため委託することが最も望ましいことから、契約の相手方として選定した。	特命随意 契約

									単位:円
No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	 契約の相手方の名称 	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
47	スポーツ 振興課	令和2年度クラ ブアドバイザー 業務委託	令和3年4 月1日	2,389,363	(公財)沖縄県スポーツ協 会	沖縄県那覇市奥武山町 51-2 沖縄県体協スポー ツ会館	第167条の2 第1項第2号	本業務は、総合型地域スポーツクラブの設立から運営に関する指導・助言を一体的にアドバイスするものである。 各クラブの設立準備時から地域の実態調査・ヒアリング等を長年行ってきた沖縄県スポーツ協会は、総合型クラブ全般の知見と、個別の各クラブとの信頼関係を有しており、離島を含む県内全域で本業務を円滑に実施できる唯一の団体である。	特命随意 契約
48	スポーツ 振興課	自転車競技場 管理運営業務 委託	令和3年4 月1日	1,821,150	(株)トラステック	那覇市鏡原町7-1 サンパークー松3ーC	第167条の2 第1項第2号	当該公園の指定管理者に業務委託することで、公園管理と一体となった管理運営や、緊急事態等に迅速かつ総合的な対応ができるとともに、公園管理業務と重複する業務(駐車場管理や巡回業務等)に係る経費節減が可能となり、合理的かつ効果的な管理運営ができる。	
49	交流推進課	令和3年度レッツスタディー! ウチナーネット ワーク委託業 務	令和3年6 月16日	7,142,889	特定非営利活動法人沖 縄NGOセンター	沖縄県宜野湾市宜野湾3 丁目23番52号		プロポーザル方式により広く公募を行ったところ 1者から応募があった。企画提案内容等を選定 委員会において審査した結果、契約の相手方 として選定した。	
50	交流推進課	令和3年度ウチ ナージュニアス タディー事業委 託業務	令和3年5		令和3年度ウチナージュニアスタディー事業にかかる共同企業体①公益社団法人 青年海外協力協会沖縄事務所②一般社団法人 世界若者ウチナーンチュ連合会③東武トップツアーズ株式会社沖縄支店	①沖縄県浦添市伊祖1- 1-21-502 ②沖縄県那覇市若狭1- 16-5 3F ③沖縄県那覇市久茂地3 丁目1番1号 日本生命那 覇ビル2F	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ 2者から応募があった。それぞれの企画提案内 容等を選定委員会において審査したところ、左 の社の提案はウチナーネットワークを担う次世 代の人材育成に優れていることから特に評価 が高く、総合得点でも最も高得点であったた め、契約の相手方として選定した。	

									単位:円
No	. 担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
51	交流推進課		令和3年6 月30日	37,070,000	令和3年度おきなわ国際協力人材育成事業共同企業体 ①公益社団法人青年海外協力協会沖縄事務所 ②株式会社JTB沖縄	①沖縄県浦添市伊祖1丁 目1-21-502 ②沖縄県那覇市旭町11 2番地1 5階		プロポーザル方式により広く公募を行ったところ 1者から応募があった。企画提案内容等を選定 委員会において審査した結果、契約の相手方 として選定した。	
522	交流推進課		令和3年4 月1日	33,157,000	世界のウチナーネットワーク次世代継承共同企業体①一般社団法人世界若者ウチナーンチュ連合会②公益社団法人青年海外協力協会沖縄事務所	①沖縄県那覇市若狭1丁 目16番5号3階 ②沖縄県浦添市伊祖1丁 目1番21号502	第167条の2 第1項第2号	(1)留学生受入に係る海外機関との連携体制(特殊な性質①)本事業は、世界のウチナーネットワークの継承・発展を図るため、本県との架け橋となる海外人材育成を目指し、世界30カ国・地域以上に設立されている90カ所以上の海外県人会等の協力を得て実施している事業であり、約120年にわたる沖縄の移民史・相互扶助を背景とした特殊な予リークの下に成り立っている。窓関との連携に支障が生じないようにすることが望との連携に支障が生じないようにすることが重要である。(2)留学生受入に係る年度を超える手続継続の特殊性(特殊な性質②)令和2年度は新型コナの影響で中止となから1年間受出をが、本事業は、当該年度の留学生を4月行して次年度留学生の願書提出、住居の確保などの方に委託業者が変更となった場合、でのである。年とど違いがある。年とで表記業者が変更となった場合、であるに表記がある。年と近れがあり、前年度に委託業者が変更となった場合、であるに表記が表記があり、前年度に表記が表記を生む恐れがあり、前年度に、外国から渡航する必要性、特殊な目的)	

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
								(1)、(2)の理由から、本事業はこれまで(公財)沖縄県国際交流・人材育成財団に随意契約で委託してきたところであるが、令和2年度については新型コロナの影響で開発会等がリセをなり、(2)の年度をまたぐ手続き等が内容を対したなり、(2)の年度をまたぐ手続き等が内容を含めれた特殊事情から、この機会に事業化等を含めれた特殊事情から、この機会に事業化等を含めれた特殊のウチナーネットワークの安健能受に、次世代へのウチナースットフォームとり12月に受証が表別した事業とし、企画コンペにより12月に受証が表別した事業とし、企画コンペにより12月に受託事業として、本事業は、プラットフォーム構築をウェーネットワークの安定的な継承に、おり12月に受託事業は、プラットフォーム構築をウェーネットワークの安定的な継承に、より12月に受いた。とを前提として、長期的に取り組み、てい選をから、とを前提として企画公募しており、たうえではその長期ビジョンを提出させたり、とを前提として企画公募しており、たうえではその長期ビジョンを提出させたり、とを前提として企画とりは、とを前提という性意とでは、その大きなとりでは、その大きなの大きのでは、との大きなの大きに関係を表別によりには、10人とのから、との大きなという性が表別によりには、10人とのから、は、10人とのからによりには、10人は、10人は、10人は、10人は、10人は、10人は、10人は、10人	
53	観光事業 者等支援 課		令和3年6 月30日	35,427,500	沖縄広告株式会社	沖縄県那覇市天久2丁目 7番7号	第167条の2 第1項第2号	プロポーザル方式により広く公募を行ったところ 5社から応募があった。それぞれの企画提案内 容等を選定委員会において審査し、提案の評 価が高く、総合得点で最も高得点であった者を 契約の相手方として選定した。	

ı	o. 担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
	4 観光振興	令和3年度クルーズ船プロモーション事業	令和3年4 月1日	75, 376, 000	(一財)沖縄観光コンベンションビューロー	沖縄県那覇市字小禄 1831-1	第167条の2 第1項第2号	本事業は、クルーズ船社、旅行会社等と連携を図りながら官民一体となってクルーズ船ののである。このため、県全体の観光関連団体及び観光事業者のため、県全体の観光関連団体を表別のため、県全体の観光関連団体を表別を担えることが必要を担えることが必要を担えることが必要を担えることが必要を担えることが必要を担まる。また、本事業では、船社等に対する助成である。また、本事業では、船社等に対する助のである。また、本事業では、船社等に対することから、があるの中が、中立的立場で業務を執行することがら、があられる。契約相手である(一財)沖縄観光コンベンションビューロは、長年、県の観光推進など、が、シジューローは、長年、県の観光推進とに関するとし、「関するとして、関すると、県の観光事業者等と連絡会議を行うなど、、は、との観光施策等に基づき観光を関光を関光を表別により県経済の発展を図ることを目が、より、公的な性格を有することから、本書の観光を有することから、本書の観光を有することから、本書のの記述を担まる。また、県の観光施策等に基づき観光を目がとして設立された県が出資する一の組織である。また、県の観光を有することから、本書により県経済の発展を図ることがら、本書により県経済の発展を図ることが、また、県の観光を有することがは、本書を関光を表別により、ないのでは、また、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	特命随意 契約

							-			単位∶円
١	No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
	חר ו	観光振興	令和3年度観 光危機管理体 制構築支援事 業	令和3年4 月1日	16,898,000	一般財団法人沖縄観光コ ンベンションビューロー	沖縄県那覇市字小禄 1831番地1	第167条の2 第1項第2号	本業務は、観光地としての安心・安全を確保するという課題に具体的に対応するため、沖縄県観光危機管理基本計画」、「沖縄県観光危機管理基本計画」、「沖縄県観光危機管理を通し、市町村、地域観光出事業者等と連携して、全県的なる。「沖縄県観光危機管理体制の構築を推進するものである。「沖縄県観光危機管理実行計画」ののとは、県と一般財団法人沖縄観光が中では、県と一般財団法人沖縄観光が中では、県と一般財団法人沖縄観光が中では、東と一般財団法人沖縄観光が中では、東と一般財団法人沖縄観光が中では、現とので観光協会や航空会社、旅々の世がでは、観光施設、その他の観光事業者と計画のアロは、観光施設、その他の観光事業者と計画のアロは、観光を行っては、県内観光事業者の情報については、民間事業者の情報も適切に管理し扱う必ることが必要である。また、危機管理体制などの情報については、民間事業者の情報も適切に管理し扱う必要である。また、危機管理体制などの情報については、民間事業者の情報も適切に管理し扱う必要である。また、危機管理体制などの情報については、民間事業者の情報も適切に管理し扱う必要である。以上より、県が求める条件を満たす契約相手方として(一財)沖縄観光コンベンションにユーーが唯一の団体であることから、随意契約を行うものである。	特命随意 契約